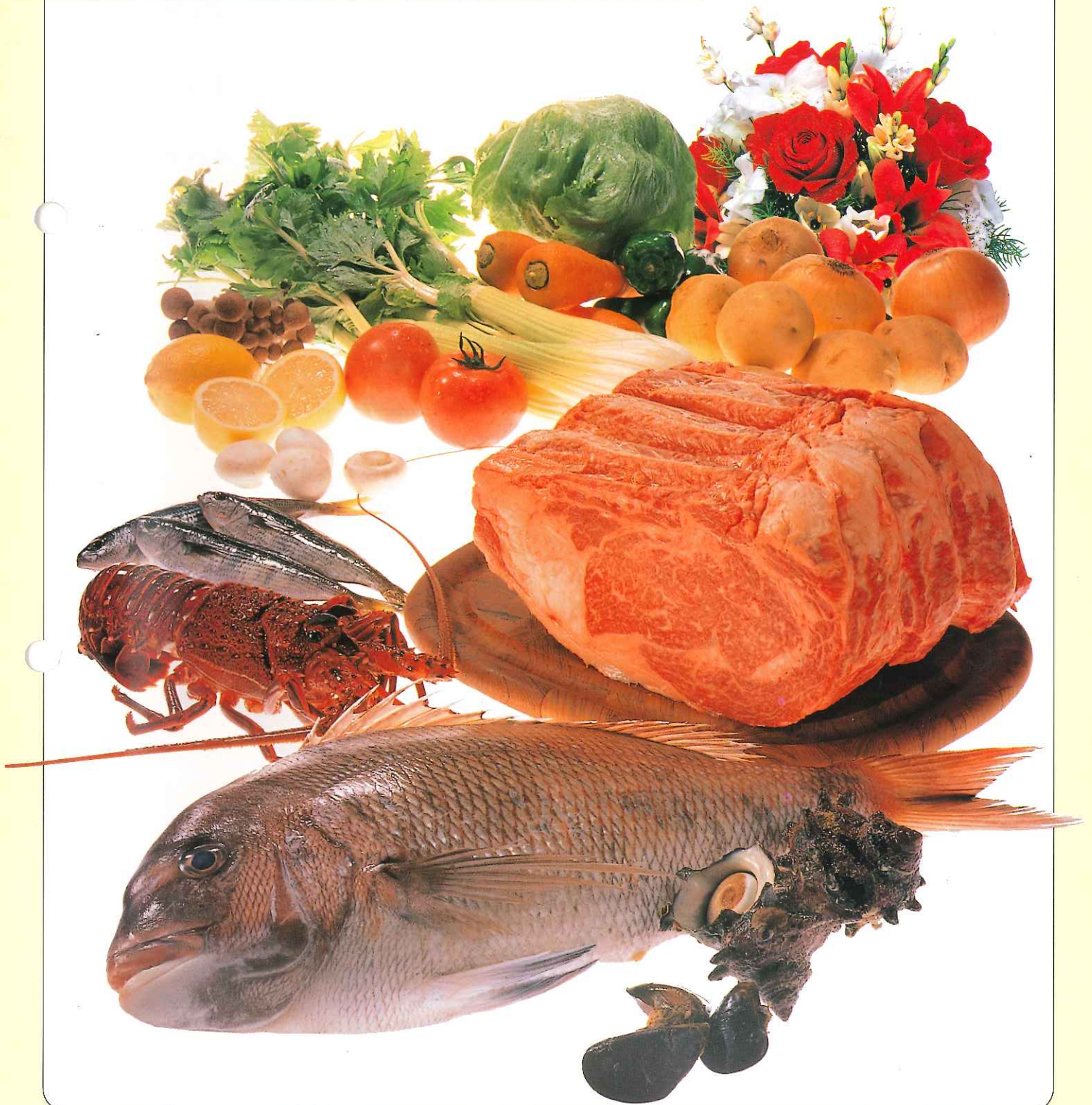


～伝えよう！運ぼう！鮮度と情報～

生鮮EDI

第1号
平成10年7月



生鮮取引電子化推進協議会

目 次

発刊によせて	．．．．．	1 頁
祝 辞	．．．．．	2 ～ 3 頁
生鮮食品等取引電子化基盤開発事業	．．．．．	4 ～ 6 頁
標準商品コード、標準 E D I メッセージの開発、検討状況	．．．	7 ～ 9 頁
協議会の平成 1 0 年度事業実施予定	．．．．．	1 0 頁
協議会の組織	．．．．．	1 1 ～ 1 2 頁
実証試験の企画提案募集のお知らせ	．．．．．	1 3 頁

発刊によせて

生鮮取引電子化推進協議会
会 長 関 矢 一 郎

去る 6 月 9 日に、予想を超える多くの方々のご参加を得て「生鮮取引電子化推進協議会」が設立され、私が会長を務めさせていただくことになりました。

不慣れな役目ではありますが、皆様方のご期待に添うよう努力したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今の生鮮流通業界における取引の電子化は、先駆者の取り組みにより、一部の業者間で受発注等を中心にオンライン化がなされてはいるものの、あくまでも各社独自の仕様によるものであり、その利用範囲はごく限られたものとなっております。

その主たる要因は、商品コード、E D I 規約等の標準化が遅れていることにあり、このため、他の業界に比べ情報化という面で大きく水をあけられる結果になってしまったと認識しております。

私といたしましては、このような状況を一刻も早く解消する必要があると感じていたところではありますが、幸い、農林水産省においては、多額の予算を計上して、昨年度からこれらの標準化に向け、取引電子化インフラの開発事業に着手していただいたところでもあります。

従って、我々業界としても、自ら、取引電子化の標準化の推進、当面はその受け皿づくり・体制づくりになりますが、その努力をしていく必要がある訳であります。関係の皆様の御尽力により、極めて多くの方々に、その推進母体である本協議会の設立にご理解いただくことができ、改めて感謝申し上げます次第です。

今後、皆様の御支援・御協力を受けながら、本協議会が中心となって、生鮮流通の取引電子化・標準化に向けて、全力で取り組んで行きたいと考えております。

おかげさまで、協議会活動の一環として、記念すべき第 1 号会報を発刊する運びとなりました。

今後この会報を通じて、会の活動状況等いろいろな情報を提供させていただき、会の結束を強めていきたいと考えております。

最後に、本会の発展ひいては生鮮流通業界の発展を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

祝 辞

学習院大学経済学部 教授 田島義博

生鮮取引電子化推進協議会が設立されましたことに対しまして心からお慶び申し上げます。農林水産省、食品流通構造改善促進機構をはじめ関係皆様方のこれまでのご尽力に対し改めて敬意を表する次第です。

ご案内のとおり、今やどの業界におきましても情報のシステム化は避けて通れない問題です。生鮮ものにつきましては、特に最近では流通チャネルが多様化するとともに、商品の種類、形態、売り方等々も極めて多様なものになってきており、いろいろと難しい面が多々あります。しかし、将来の発展のためには、なんとしてもそこを突破していかなければなりません。

日本は情報のシステム化においてアメリカより少し遅れておりますが、これはパソコンの普及率が低いということではありません。一つには、データを意志決定に使うというソフトの開発が遅れている。二つには、個々のシステムはたくさんあるが、標準化されていない、互換性がないということです。互換性がないためにせっかくのシステムが日本社会全体の流通の効率化にあまり貢献していない、逆に邪魔にさえなっている場合があります。

日本人は標準化が嫌いであり、下手であり、本来標準化すべき部分も含めて競争してしまうということがありますが、これを止めないことには企業としても産業としても効率が悪い、これからは競争相手であっても標準化、共通化していかないと本当の情報化社会に乗り遅れてしまいます。

その意味で、このほど農林水産省の補助事業として、生鮮ものについて取引電子化のための共通基盤を作られるということは極めて意義深いことであり、これが普及定着すれば生鮮ものの流通が大きく近代化・合理化されることは必定です。

生鮮取引電子化推進協議会は、生鮮ものの関係業界の方々が、このせっかくの共通基盤を皆で使っていこう、これまでの意識から脱皮をして生鮮流通業界の未来を切り開いていこうという意味表明をされた場であると考えております。

協議会の活動を起点として、会員の方々を始め皆様方の益々のご発展を心から期待しているところです。

祝 辞

農林水産省食品流通局長 福島啓史郎

生鮮取引電子化推進協議会会報第1号の発刊に当たり、一言お祝い申し上げます。

まず、生鮮取引電子化推進協議会が、本年3月27日の発起人会以降、短期間の準備にもかかわらず、当初の予想を遥かに上回る多数の会員をもって設立されたことを心からお慶び申し上げます。生鮮流通業界における情報化への関心の深さに認識を新たにしました次第です。

従来、生鮮流通業界は、他の業界に比べ情報化が遅れがちであると言われておりましたが、ここに、業界の皆様方自らの手で将来に向かっての情報化の推進母体が設立されたわけであります。深く敬意を表する次第です。

本推進協議会におかれましては、多様な活動を通じて、生鮮取引の電子化における「標準化」を推進していくことを大きな目的の一つとしていると聞いております。この問題につきましては、皆様既にご存じのとおり、農林水産省では、昨年より「生鮮食品等取引電子化基盤開発事業」により、標準商品コード、EDI標準及びデータベースといった取引電子化のためのインフラ開発を進めているところです。

生鮮取引の電子化・標準化を効果的に進めていくためには、このインフラ開発の事業を、関係各団体、事業者等を広く結集した本推進協議会と連携を取りながら推進し、より良いインフラを開発するとともに、この利用を一丸となって推進していくことが極めて重要であり、本推進協議会の今後の取り組みに大いに期待している次第です。

農林水産省としましても、情報化への対応は必ずしも迅速且つ的確であったと言えない面もありますが、今後は、皆様方の熱意に負けぬよう情報化施策の推進に取り組んでいく所存です。また、行政の立場から取引の電子化・情報化を支援するため、本年度中に食品流通審議会での審議を経て、生鮮流通業界における「電子計算機の連携利用に関する指針（連携指針）」を策定・公表すべく検討を始めたところです。

「連携指針」とは、情報処理促進法に基づき、EDIの標準化や利用形態等について、関係業界として留意すべき事項を定めたガイドラインのことではありますが、本推進協議会の活動を始めとして、様々な手段をリンクさせることによって、生鮮分野の取引電子化・標準化の推進と、それによる流通の効率化及び経営の改善が図られるものと確信しているところです。

最後に、本推進協議会の設立に向けた会員の皆様方の熱意に改めて敬意を表しますとともに、協議会の設立を機に、生鮮流通業界の情報化・標準化が一層推進され、業界の発展に寄与していきますことを心から祈念し、お祝いの言葉といたします。

生鮮食品等取引電子化基盤開発事業

1. 趣旨

最近、我が国の食品関連産業は、食品を消費者に迅速かつ適確に安定供給していくため、高度に電子化・情報化された生産・流通システムを構築することが求められている。しかしながら、生鮮食品等の分野においては、その商品特性等から取引の電子化は遅れている。

このため、本事業において、取引電子化の前提となるコード、メッセージ等の標準規約の策定及びその利用システムの開発等を行うとともに、中小食品流通業者等の情報化を推進することにより、生鮮食品等流通における取引電子化の共通基盤の構築を図る。

2. 事業の内容

(1) 標準コード開発事業

生鮮食品等の取引電子化の共通基盤構築において重要な要素である標準商品コードの開発をはじめとして、標準取引先コードの開発、商品情報利用技術の開発、商品コードガイドラインの策定を行う。

(2) 生鮮食品等流通取引電子技術導入実験事業

受発注、決済等物流を含めた取引全般にわたるメッセージ交換の電子化を行うため、電子化の対象となる取引情報の種類、通信手順、データ交換のフォーマット等について、実証試験を行いつつ、取引電子化のための共通基盤である生鮮食品等流通EDI（電子データ交換）標準を段階的に開発する。

この場合、卸売市場を経由する取引については、第6次卸売市場整備基本方針に即し、開設者の業務電子化、取引記録の原始入力等への対応も図りつつ、標準化のための実証試験を行う。

(3) 生鮮食品等流通ワークフロー・マネジメント手法開発事業

生鮮食品等流通に係る情報システムが全体として機能を発揮するよう、中小食品流通業者、市場関係業者等に関し、取引電子化に伴い必要となるワークフロー（業務運営プロセス）の再構築のための手法の開発と実証を行う。

3. 事業実施主体 (財)食品流通構造改善促進機構

4. 平成10年度予算額 432百万円

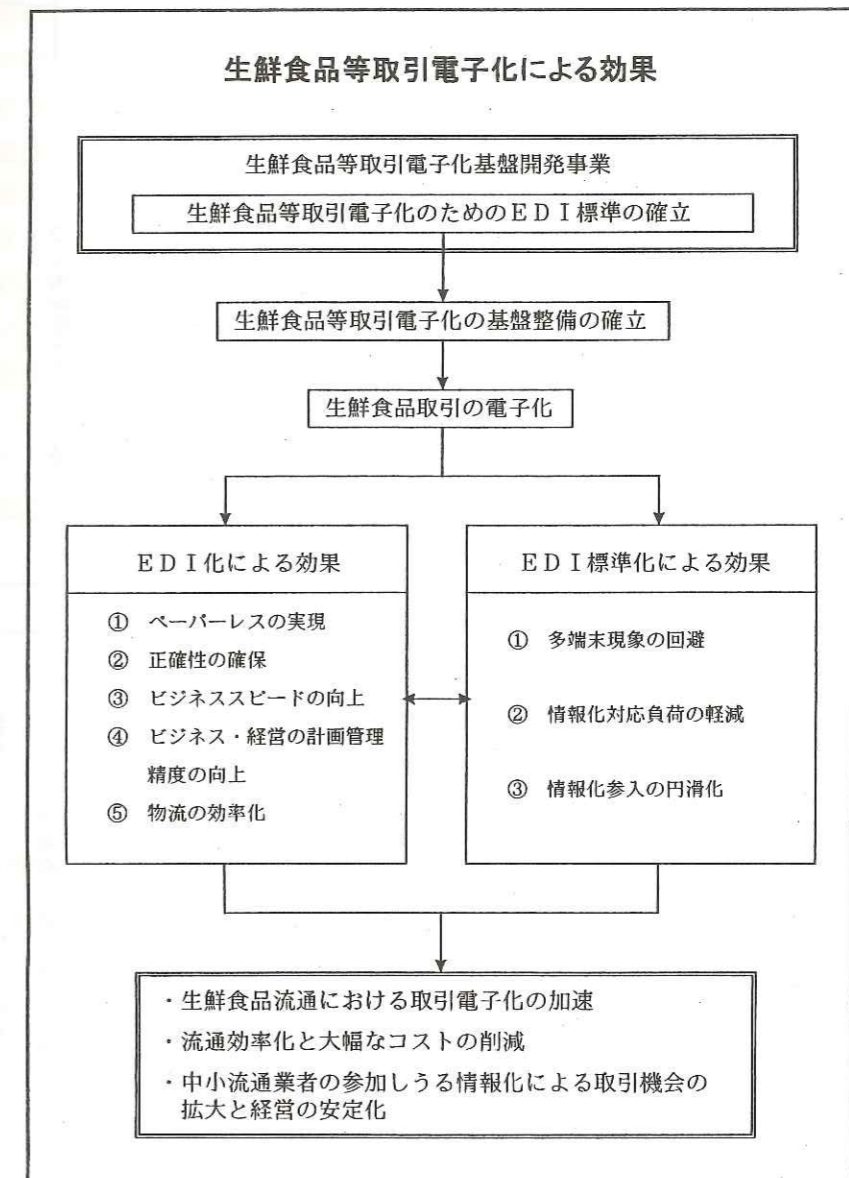
5. 事業実施期間 平成9年度～平成13年度

6. 平成10年度事業実施計画の概要

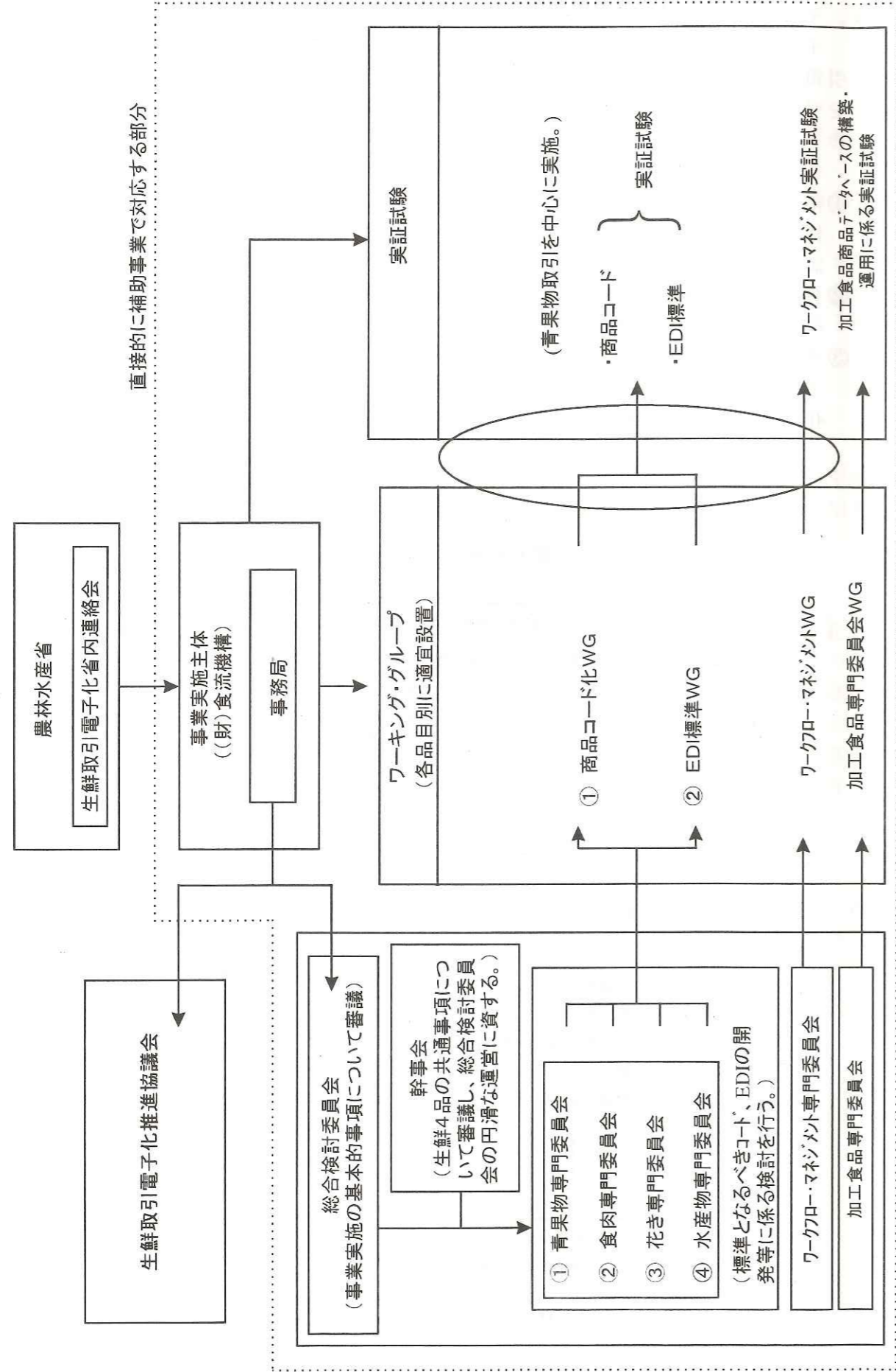
平成10年度においては、初年度に実施した各種の基礎調査や生鮮食品等取引電子化基本構想の策定、標準商品コード及びEDI標準の開発作業等の成果を受けて、以下の各事業について、それぞれの目標に向けて作業を推進するものとする。

このうち、標準商品コード開発事業及びEDI標準開発事業に関し、

- ①前年度に先行的に取り組んだ青果物については、標準商品コード及びEDI標準の当面の開発予定の全部については第1次バージョンの開発とその実証試験を実施し、
- ②食肉及び花きについては、標準商品コード体系の開発といくつかのEDI標準メッセージの開発を目指し、
- ③水産物については、標準商品コード体系の案の策定・絞り込みを目指すとしているが、これに加え、本年度は、外食産業における生鮮食品等の取引電子化に関し所要の調査を行うものとする。



平成10年度生鮮食品等取引電子化基盤開発事業推進体制図



生鮮食品等取引電子化基盤開発事業における
標準商品コード、標準EDIメッセージの開発、検討状況

生鮮食品業界においても、出荷確定や発注、納品、あるいは請求、決済など企業間情報交換の電子化、オンライン化を進め、業務処理の合理化効率化を図らなければならない時代に入っている。しかし、こうした効率化効果を得るには、まず商品コードの標準化と情報交換(EDI)のためのメッセージの標準化と言う二つの基盤(インフラ)が整備されなければならない。

商品コードの標準化とは、「何という商品は何番です」と、コンピュータで処理できる形で、一つ一つの商品(群)について、業界関係者の皆が、間違いなく認識かつ利用出来るようにすることである。また、従来紙で交換していた出荷確定通知とか納品、請求書をコンピュータで分かる形(フォーマット)にしたものを、EDIの世界では「メッセージ」と言い、業界全体のEDI化のためにはこれの標準化が重要なポイントとなる。

以下は、昨年度から進められてきた生鮮食品等取引電子化「総合検討委員会」を上部委員会とし、青果、食肉、鮮魚、花卉業界の代表からなる「幹事会」並びに青果、食肉、花卉の「専門委員会」における商品コードとEDIメッセージの標準化の検討状況である。なお、本稿では特に検討が先行している青果物を中心に報告する。

1. 標準化に当たって考慮すべき事項

(1) 生鮮食品取引の特徴

生鮮食品業界の情報化、取引の電子化が他の業界に比して遅れていることは、多くの関係者の指摘するところである。しかし、生鮮食品には、生産者から卸、仲卸、小売、そして消費者へわたる課程で商品の形態が変化したり、流通の各段階・経路によって、産地や等級、サイズ等取引に要する情報が異なることが多く、また季節、時期、日により、入荷条件や商品が変わることが少なくないなど、情報化を進めにくい課題とも言うべき特徴がある。商品コード、メッセージの標準化検討に当たっては、これらの課題への対応について勘案された。

(2) 基本的考え方

商品コード、EDIメッセージともに、標準化案の作成に当たっては、基本条件とも言うべき以下の3点が考慮された。

- ① 青果、食肉、鮮魚、花卉の生鮮食品等4品に共通して使用できること。
- ② 生産者から小売の各段階で共通して利用できること。
- ③ 国際化に対応できること。(可能な限り国際標準に整合していること)

2. 商品コード標準化の検討状況

(1) 「生鮮標準商品コード」の基本的考え方

具体的なコード体系の策定に先立ち、以下の6つの条件が確認された。

- ① 生鮮4品を識別できる「共通のコード(体系)」が定義できること。
- ② 商品コードは品名レベルとし、必要に応じてこれに産地や等級・サイズなどの属性情報を付加利用できること。

- ③ 生産（出荷）から小売（販売）までの流通過程で利用できること。
- ④ 可能な限り、関係業界で利用されているコード（体系）の活用を図ること。
- ⑤ 分かりやすいシンプルな体系を採用すること。
- ⑥ 企業間の情報交換に利用するものであること。ただし、仕様発注など特定企業間の情報交換は、対象外とする。

上記のような基本方針に基づき、生鮮食品等の標準商品コード体系は、「品目や品名、ならびに各種の属性情報を標準化し、流通の各段階、チャンネルに応じてこれらを組み合わせ利用できる」体系とすることになった。

(2) 「生鮮標準商品コード」検討の状況

多方面に渡る実態調査と生鮮食品等の特徴、及び前項の基本的考え方に基づく検討の結果、生鮮4品を識別する品目と品名を表す「標準商品コード」と、産地や等級を示す「商品属性情報」を分けて標準化案を取りまとめている。

① 「生鮮標準商品コード」

生鮮標準商品コードのコード体系は13桁とし、これに青果業界で広く普及している“ベジフル・コード”、あるいは花卉業界の“日本花卉取引コード”を取り入れたコードを基本コンセプトに、現在具体的なコード化と評価検討が進められている。

具体的なコード体系案は、下記の通り。

4 5 8 8 6 0 0 B B B B B C/D

(国コード) ↑

↑

↑

ベジフル・コード（または日本花卉コード）

886は青果、887は花卉を示す（例）

(注) ① 00の用途は、検討中。 ② C/Dは、チェック・デジット。

「生鮮標準商品コード」を13桁としたのは、流通業界で最も広く普及している共通商品コード（JANコード）との整合性を取ったものであり、ベジフル・コードは、主として青果業界の川上で広く普及している共通の商品コードであること、また日本花卉コードも同様に花卉業界で普及し始めていることなどから、これらのコードとの整合性を取ることが、導入に当たっての無用の混乱を防ぎ、かつ普及し易いと判断されたためである。

② 標準商品属性情報

商品属性情報は、受発注や出荷納品、あるいは請求、仕切といった企業間情報交換に重要な情報である。しかし、等級やサイズ、産地等共通的な項目がある反面、青果、水産物、あるいは食肉、花卉等の商品群によって必要とする項目や呼び方が異なるものも少なくない。商品属性情報については、品目別属性情報別に類型化、体系化することによって、正確な情報交換とコンピュータ処理のし易さを図ることとした。

3. EDIメッセージ標準化の検討状況

(1) 国際標準と可変長への対応

生鮮食品等の業界においても、先進的企業や組合などでは、既にオンライン受発注データ交換システムが導入されている。

しかし、生鮮食品業界に限らず、現在の企業間オンラインは伝送フォーマットに盛り込むデータ項目とその長さを固定したものとなっており（これを「固定長」と言う）、例え

取引関係にある双方が合意しても、フォーマットを変えることは容易ではなく、また仮に変更すれば今度は他の取引先とのオンライン化がしにくくなる不便が少なくなかった。

一方、オンラインデータ交換の普及に伴い、また新商品の紹介を含む受発注から決済に至るまでの全ての取引情報交換をオンライン化出来れば、大きな合理化効率化に繋がるとの認識が国際的にも高まり、多数の取引先と多種多様な取引情報を低コストでオンライン交換できるよう、電文（メッセージ）に入れるデータ項目とその長さを一定のルールに基づいて変えられる（可変長の）国際的なメッセージの標準化がなされ、“EDIFACT”と名付けられた。(注)

こうした状況を鑑み、平成9年度の「総合検討委員会」において、今後の業界の発展と情報化の進展を促進するため、当業界の標準EDIメッセージは、このEDIFACTに準拠して開発することが承認された。

(注) 国連欧州経済委員会が定めた、国際的なEDI標準メッセージとその構文規約。

「行政と商業、運輸のためのEDI」の英文字の略で、エディファクトと読む。

(2) EDI標準メッセージの開発の現状

標準メッセージの開発は、まず青果物を対象に進められている。また、標準化すべきメッセージは多岐に渡るが、ニーズが高くかつ利用効果の高い以下の11メッセージの開発が進められている。

メッセージの方向	種類	開発中の標準メッセージ
出荷者から卸へ	2種	① 出荷予定情報 ② 出荷確定情報
卸から出荷者へ	2種	③ 市況情報 ④ 仕切情報
卸から仲卸へ	3種	⑤ 入荷確定情報 ⑥ 分荷決定情報（品切情報を含む） ⑦ 請求情報
仲卸から卸へ	2種	⑧ 発注情報 ⑨ 支払案内情報
仲卸から小売業へ	2種	⑩ 納品情報 ⑦ 請求情報
小売業から卸へ	3種	⑧ 発注情報 ⑨ 支払案内情報 ⑪ 受領情報

(注) ○の数字が同じものは、1種類のメッセージとして包括的に開発される。

協議会の平成10年度事業実施予定

月	事業内容
7	第1号会報発行
8	参考資料配付
9	セミナー開催(北海道)
10	セミナー開催(東京・大阪)
11	第2号会報発行
12	参考資料配付
1	講演会と先進地視察(東京)
2	講演会と先進地視察(大阪)
3	第3号会報発行・参考資料配付

1. セミナーの開催予定

(1) 開催月と開催場所

9月：札幌市

10月：東京都内

10月：大阪市

(2) 内容

基調講演 「取引電子化 入門篇」(仮題)

パネルディスカッション

(3) 時間：基調講演 1時間

パネルディスカッション ビデオ、質問を含めて2時間

(4) 受講料

会 員：2名まで無料

非 会 員：5,000円

(5) その他

詳細決定次第、改めてご案内致します。

2. 講演会と先進地の視察予定

(1) 開催月と開催場所

1月：東京

2月：大阪

(2) その他

詳細決定次第、改めてご案内致します。

協議会の組織

1. 役員(平成10年7月1日現在)

(敬称略 五十音順)

会 長

関矢 一郎 東京青果(株)・取締役社長

副会長

岩村 好伸 全国農業協同組合連合会・園芸販売部長

宇田 信夫 (社)日本食肉加工協会・専務理事

佐々木恭之助 日本チェーンストア協会・専務理事

菅野 利雄 (社)日本ボランティア・チェーン協会・常務理事

鈴木 敬一 大都魚類(株)・代表取締役社長

田中 達雄 (社)日本電子工業振興協会・専務理事

樽井 史朗 キューピー(株)・代表取締役社長

原田 英生 流通経済大学経済学部・教授

松村 喬 日本生活協同組合連合会・常務理事

理 事

生明 登 全国漁業協同組合連合会・常務理事

伊藤 邦徳 全国青果物商業協同組合連合会・専務理事

伊藤 亘 全国食肉事業協同組合連合会・専務理事

大庭 恒雄 (社)日本花き卸売市場協会・常務理事

加藤 一隆 (社)日本フードサービス協会・常務理事

小仲井誠次 日本果物商業協同組合連合会・専務理事

佐藤 晋 日本園芸農業協同組合連合会・専務理事

清水 洋 (社)日本食肉市場卸売協会・専務理事

瀧 文臣 (社)日本花き生産協会・理事

中井 正實 全国水産物商業協同組合連合会・専務理事

久光 芳彦 (社)日本セルフ・サービス協会・専務理事

深谷 徹 (社)日本給食サービス協会・専務理事

前川 豊志 (社)全国中央市場水産卸協会・専務理事

速見 統一 (社)全国中央市場青果卸売協会・専務理事

村上 光由 (社)日本水産物輸入協会・専務理事

持丸 隆 全国青果卸売協同組合連合会・理事((株)遠國代表取締役社長)

監 事

長良 恭行 (財)食品産業センター・専務理事

鵜飼 昭宗 (財)日本食肉流通センター・理事

2. 企画運営委員会委員

(敬称略 五十音順)

秋元 鐵夫 キューピー(株)・取締役広報室長
池田 洋 日本生活協同組合連合会・事業企画室情報システム担当部長
佐原 利英 全国農業協同組合連合会・園芸販売部総合課審査役
菅野 利雄 (社)日本ボランタリー・チェーン協会・常務理事
久野 譲治 大都魚類(株)・情報システム部副部長
増田 充男 日本チェーンストア協会・業務推進グループ統括マネージャー
宗田 三弦 東京青果(株)・電算機部副部長
山之内孝樹 (社)日本食肉加工協会・総務課企画調査課長

3. 設立総会後の新会員

(正会員)

(株)秋田ト一屋
熊本大同青果(株)
第一水産(株)

(賛助会員)

アンリツ(株)
(株)シーエスケイ

平成10年度生鮮食品等取引電子化基盤開発事業に係る 青果取引電子化実証試験の企画提案募集のお知らせ

(財)食品流通構造改善促進機構では、標記実証試験の実施についての企画提案を次のとおり募集することとしております。

なお、詳細は、募集要領によることとなりますので、募集要領をご希望の方は、(財)食品流通構造改善促進機構調査研究部にお申し込み下さい。

(実証試験事業の目的及び内容)

- 平成10年10月末までに開発される予定の青果標準商品コード(第1次バージョン)及びEDI標準メッセージ(第1次バージョン)を使用して現実の青果取引に即したEDIモデルシステムを開発するとともに、これについて実証試験を行い、検証及び評価を行うことにより、青果標準商品コード及び青果EDI標準の改善と普及に資する。
- 実証試験は、①出荷業者-卸売業者(市場外集配センターを含む。)、②卸売業者-仲卸業者及び③仲卸業者(市場外集配センターを含む。)-小売業者の3段階の取引について行う。
- 実証試験は、委託して実施するものとし、委託先の選定については、実施についての企画提案を募集し、応募のあったものの中から内容等を審査して決定する。
なお、企画提案書には、事業の実施主体(委託契約の当事者)、実施内容(実証試験に参加する取引事業者の予定を含む。)、実施日程、実施体制(技術的な能力・体制を含む。)、成果品等について記載するものとする。(様式その他詳細は、募集要領に定めるところによる。)
- 実証試験の実施期間は、原則として2週間(10営業日)以上とし、平成11年1月末までに終了するものとする。

(スケジュール(概略))

8月7日 企画提案書募集要領の説明会
10:00~ コープビル6階 第3大会議室
8月下旬 募集の締め切り
9月上旬 企画提案の書類審査及びヒアリング

(財)食品流通構造改善促進機構
調査研究部 山田・成田
TEL 03-3255-2028
FAX 03-3255-2050

編 集 後 記

- 遅くなりましたが、おかげさまでなんとか第1号の会報発行までこぎ着けることができました。

会報は協議会の顔でもありますので、皆様に親しまれお役に立つものにしていきたいと考えております。

- 10年度の事業計画につきましては、全て詳細まで決定したわけではありません。年明けに開催予定の講演会と先進地視察については、テーマ・講演者・視察先等詳細を決めるのはこれからです。

あの人のこういう話を聞きたい、あそこを視察してみたいといったご希望がありましたら、8月末日までに事務局までご連絡下さい。ご希望に添えるか否かはわかりませんが、企画運営委員会に諮ってみます。

- 「～伝えよう！運ぼう！鮮度と情報～」は、生鮮取引電子化のキャッチフレーズですが、じっくり見ているとなにやら事務局への警鐘のようにも思えてきます。頑張らなければ。

(事務局)

生鮮取引電子化推進協議会会報第1号

平成10年7月 発行

発行責任者 生鮮取引電子化推進協議会事務局長 ほんたにじろう 本谷 二郎

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3-3

(財)食品流通構造改善促進機構内

電 話 : 03-3255-3792

FAX : 03-3255-2050